

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

当社では、地元の協力会社や異業種の中小製造業者との情報交換を定期的に行い、設備の共同利用や加工ノウハウの共有を通じた相互支援体制を構築している。たとえば、協力会社が保有する特殊な加工技術を当社製品の一部工程に活用し、試作開発を短縮するなど、オープンイノベーション的な連携を推進している。また、経営者の高齢化が進む取引先に対しては、当社が知る専門家（中小企業診断士や商工会の支援員）を紹介し、事業承継やM&Aの初期相談に応じられる体制を整えている。こうした取組を通じて、地域全体のものづくり基盤の維持と、サプライチェーン全体での持続的発展に寄与している。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

取引先も働き方改革に対応できるよう、中小受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2026年4月16日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社西河原製作所

企業名

代表取締役・岡村昌仁

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。